

## 低炭素建築物新築等計画の認定申請にかかる図書及び部数

次の表の左欄に掲げる申請等の種類毎に、同表の右欄の部数の申請書等（添付図書を含む。）をそろえて申請してください。

申請等の種類	申請書等（添付図書等を含む。）の部数	
	正本	副本
認定申請、変更認定申請		
(1) 認定申請書、変更認定申請書	1部	2部 但し、適合証の添付があるもの 1部
(2) 確認申請書、計画変更申請書 （法第54条第2項の申し出があるときは(1)に併せて提出 があります。）	1部	2部 但し、構造計算適合性判定に係る もの 3部
軽微な変更届出書 ○ 認定低炭素建築物新築等計画の軽微な変更届出書	1部	1部
建築工事完了報告 ○ 低炭素建築物新築等計画に基づく建築工事が完了した旨 の報告書	1部	—
建築物等状況報告 ○ 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等に 関する報告書	1部	—
名義変更報告 ○ 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物又は住戸の 名義を変更する旨の報告書	1部	—
取止めの申出 ○ 低炭素建築物新築等計画に基づく建築を取りやめる旨の 申出書	1部	—
取下げの届出 ○ 低炭素建築物新築等計画の認定申請又は変更認定申請書 を取り下げる旨の届出書	1部	—

## ※1 低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請【法第53条（第55条）関係】

認定申請書、変更認定申請書には以下の図書を添付して下さい。（戸建て住宅のみの場合）

- ① 省令第5号様式「認定申請書」又は省令第7号様式「変更認定申請書」
- ② 設計内容説明書
- ③ 付近見取図
- ④ 配置図
- ⑤ 仕様書（仕上げ表を含む。）
- ⑥ 各階平面図
- ⑦ 床面積求積図
- ⑧ 用途別床面積表
- ⑨ 立面図
- ⑩ 断面図又は矩計図
- ⑪ 各部詳細図
- ⑫ 各種計算書等
- ⑬ 空調設備機器表
- ⑭ 換気設備機器表
- ⑮ 給湯設備機器表
- ⑯ 照明設備機器表
- ⑰ その他機器表

（注）変更申請認定にあつては、申請書及び添付図書等は変更に係る部分のみ要します。

※2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査等の活用について

富山県では登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査等を活用しています。以下の書類のいずれかを添付した場合、所管行政庁における審査期間が短縮され、認定手数料が減額されます。

- ① 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下、「登録省エネ判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が法第 54 条第 1 項に掲げる基準に適合することを証する書類  
（注 1）適合証及び添付図書は登録省エネ機関又は登録住宅性能評価機関の確認印等があるものを提出してください。
  
- ② 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の写し  
（注 1）日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 1 の断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合しているもの。  
（注 2）法律の施行の際現に存する建築物については、別表 1 の一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5 に適合しているもの。  
（注 3）添付図書は登録住宅性能評価機関の確認印等があるものを提出してください。
  
- ③ BELS 評価書の写し  
（注 1）建築物全体を評価しているものであって、一次エネ消費量基準に適合しているものに限ります。また住宅にあっては、これに加え、外皮基準に適合しているものに限ります。